調査票の記入・提出にあたっての注意点について

* 調査票は、メールで提出することができます。ただし、添付ファイルのサイズは10MB以下にしてください（超える場合は分割して送信してください）。

なお、富士市ホームページ内に調査票の電子データ（エクセルファイル）がありますので、ダウンロードしてご利用ください。

※過去の調査票から変更点がある場合がございますので、必ず今年の調査票を使うようにしてください。

富士市役所トップページ > くらし・手続 > 大気・水質・騒音など > 申請書 > 大気汚染防止法関係

（<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/kurashi/c0904/fmervo00000074lk.html>）

* 調査票には、令和４年度（2022/4/1～2023/3/31）における測定結果を記入してください。
* 測定結果は、設置している各水銀排出施設における全ての水銀測定結果を記入願います。（再測定含む。）

※紙の調査票またはエクセルシートを適宜コピーしてご使用ください。

* 休止中など何らかの理由で水銀測定が未実施の場合や、法規定の測定頻度（別表参照）に満たない場合、測定値が基準値を超過した場合には、備考欄にその理由を記入してください。
* 調査票と同等の項目が測定結果表（計量証明書など）に記載されている場合、調査票を記入する代わりに、これらの写し（コピー）を添付していただいてもかまいません。

別表

大気汚染防止法施行規則16条の12第1項第1号による測定頻度

|  |  |
| --- | --- |
| 排出ガス量が4万N㎥／時以上の施設 | 4か月を超えない作業期間ごとに1回以上 |

|  |  |
| --- | --- |
| 排出ガス量が4万N㎥／時未満の施設 | 6か月を超えない作業期間ごとに1回以上 |
| 専ら銅、鉛、亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉、専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉 | 年1回以上 |